

こどもの意見表明等支援事業委託業務仕様書

1 業務名

こどもの意見表明等支援事業委託業務

2 目的

社会的養護下の子どもたちに対し、自ら意見を表明する機会を確保するとともに、その意見表明を支援することにより、こどもの権利擁護を図ることを目的とする。

本業務は、児童福祉法第6条の3第17項に規定する「意見表明等支援事業」としてこどもの支援を行うものである。

3 業務内容

(1) 意見表明等支援の実施に係る調整

次の施設について、各施設に掲げる回数を目安として、定期的に意見表明等支援員を派遣し、意見表明等支援を希望する子どもに対し、こどもの状況を踏まえ、気持ちの整理を支援しながら、その意見や意向を聴取する。

- ① 児童養護施設（8施設） 1か月に1回程度
- ② 児童心理治療施設（1施設） 1か月に1回程度
- ③ 児童自立支援施設（1施設） 1か月に1回程度
- ④ 一時保護施設（1施設） 2週間に1回程度

また、上記施設又は障害児入所施設に入所する子ども若しくは里親又はファミリーホームに委託されている子どもから、意見表明等支援の希望があった場合は、随時、意見表明等支援員を派遣する。

さらに、子どもから関係機関等への意見表明の希望があった場合には、意見表明を希望する子ども、意見表明等支援員及び関係機関等と調整し、意見表明の機会を設ける。

(2) 意見表明等支援員への謝金等の支払い

施設を訪問した意見表明等支援員に「実施報告書」を速やかに提出させ、実施報告書に基づき、謝金及び交通費を支給する。なお実施報告書の様式については、別途協議のうえ定める。

謝金及び交通費の金額については、以下のとおりとする。

① 謝金

1日当たり5千円

② 交通費

県の職員の旅費に関する条例に準じて決定する。

(3) 新規研修受講者に対する研修受講費及び謝金等の支払い

「意見表明等支援員の養成のためのガイドライン」(令和5年12月26日付けこ支庁第224号こども家庭庁支援局長通知)のカリキュラム(例)の基礎編及び養成編の科目に準拠した研修の受講した者に対して、研修受講費を支給するとともに、研修受講日数に応じた謝金及び研修会場への移動に要した交通費を支給する。

研修受講費、謝金及び交通費の金額については、以下のとおりとする。

① 研修受講費

研修受講に係る実費

② 謝金及び交通費

「(2) 意見表明等支援員への謝金等の支払い」と同様とする。

ただし、謝金については、基礎編は10,000円、養成編は20,000円を上限とする。

(4) 県、受託者及び意見表明等支援員の意見交換の実施

3か月に1回程度、県、受託者及び意見表明等支援員の意見交換の場を設け、活動する中での意見の収集、実施方法の見直し等を図る。

実施方法については、意見表明等支援員の環境等を踏まえて検討すること。

4 実施体制

業務の実施に当たっては、責任者を明確にし、事業が円滑に実施できる人員・体制を確保すること。

5 事業計画及び事業報告

(1) 事業計画

事業の実施に先立ち、実施体制や事業内容等を記載した事業計画書を提出すること。なお、事業計画書に大きく変更が生じた場合は、その都度事業計画書を作成し、提出すること。

(2) 事業報告

① 年次報告

この業務が終了したときは、業務完了報告書を作成し、県に提出すること。なお、様式等については、別途協議のうえ定める。

② 月次報告

実施月の翌月10日以内に、各施設の訪問状況(訪問回数、相談児童数、意見表明件数等)をとりまとめた月次報告書を作成し、県に提出すること。なお、様式等については、別途協議のうえ定める。

6 その他留意事項

- (1) 本業務の全部又は一部を第三者に委託することは禁止する。ただし、あらかじめ県に対して、別途契約書で定める方法により協議し、承認を得た場合には、委託業務の一部を第三者に委託することができる。
- (2) 個人情報の収集や利用、管理については、その取扱いに十分留意すること。
- (3) 業務実施に当たっては、県と十分に協議しながら進めるとともに、関係機関との連携に努めること。
- (4) 本業務に係る契約の終了後、他者に本業務の引継ぎを行う必要が生じた場合には、県の指示に従い円滑な引継ぎに努めるものとする。